



鳥取県公報

平成 27 年 4 月 7 日 (火)
第 8 6 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急病院の申出の撤回 (239) (医療政策課) 2 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (240・241) (東部福祉保健事務所) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (242) (〃) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (243) (〃) 3 鳥取県産業廃棄物実態調査の実施 (244) (循環型社会推進課) 3 大規模集客施設の設置の届出 (245) (住まいまちづくり課) 4 農用地利用配分計画の認可の申請 (246) (経営支援課) 5 公共測量の終了 (247) (県土総務課) 6 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (248) (鳥取県土整備事務所) 6 森林病虫害の駆除命令 (249) (中部総合事務所農林局) 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (250) (西部総合事務所福祉保健局) 7 森林病虫害の駆除命令 (251) (西部総合事務所農林局) 7
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (11) (文化財課) 8 鳥取県指定名勝の指定 (12) (〃) 9
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (議事・法務政策課) (1) 9
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 9
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 10

告 示

鳥取県告示第239号

次の救急病院の申出が撤回されたので、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	撤回年月日
藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1	平成 26 年 4 月 1 日
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46	平成 26 年 7 月 16 日

鳥取県告示第240号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 の規定により次のとおり告示する。

平成27年 4 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
フレンドシップ 有限会社	鳥取市雲山166-27	フレンドシップ	鳥取市市場二丁目 81	平成 27 年 4 月 1 日	放課後等デイサ ービス

鳥取県告示第241号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 の規定により次のとおり告示する。

平成27年 4 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活 動法人みんな の家	鳥取市鹿野町鹿野2999 - 6	かえるクラブ	鳥取市湖山町南五 丁目222-53	平成 27 年 4 月 1 日	放課後等デイ サービス

鳥取県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
NPO法人 きなんせこ ども館	岩美郡岩美町 浦富 2475-33	きなんせこども館生 活介護・短期入所事 業部	岩美郡岩美町浦富 2475-33	生活介護、短期入 所	平成 27 年 4 月 1 日

鳥取県告示第243号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏 名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社つむぎ	小規模デイサービス つむぎ	鳥取市行徳一丁目 312	平成 27 年 4 月 1 日	通所介護

鳥取県告示第244号

鳥取県統計調査条例（昭和 25 年鳥取県条例第 7 号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成 12 年鳥取県規則第 20 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
平成 26 年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

- (ア) 自社中間処理前発生量
- (イ) 委託前自社中間処理方法
- (ウ) 委託中間処理方法
- (エ) 委託最終処分方法
- (2) その基準となる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成 27 年 4 月 7 日から同年 6 月 30 日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5 年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第245号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年4月7日から同年6月8日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成27年6月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田 健
東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 2 大規模集客施設の名称
(仮称) 米子市米原6丁目複合店舗
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市米原六丁目257 外
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗、飲食店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
1,910平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成27年7月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

鳥取県告示第246号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
倉吉市北野484 増井 秀人	倉吉市北野の一部
倉吉市関金町安歩843-8 山崎 正美	倉吉市大鳥居の一部
倉吉市蔵内97 農事組合法人くらうち	倉吉市小鴨の一部
倉吉市富海819-2 数馬 豊	倉吉市下大江及び大宮の一部
倉吉市関金町関金宿1945-3 御調 光久	倉吉市鴨河内及び関金町山口の一部
倉吉市関金町大鳥居1680 有限会社真栄農産	倉吉市関金町安歩及び関金町大鳥居の一部
倉吉市津原700-1 農事組合法人津原ファイヤフライズ倶楽部	倉吉市津原の一部
岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字馬場85 大森 彰稔	岩美郡岩美町大字蒲生の一部
岩美郡岩美町大字牧谷539-2 上根 慶万	岩美郡岩美町大字浦富及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字白地316 賀山 仁司	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字宇治534 小谷 幸次	岩美郡岩美町大字宇治の一部
岩美郡岩美町大字岩本338 谷口 与志一	岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字浦富、大字相谷及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字高山793-1 藪内 孝博	岩美郡岩美町大字浦富、大字延興寺、大字恩志、大字河崎及び大字池谷の一部
岩美郡岩美町大字浦富2648 山内 康弘	岩美郡岩美町大字浦富の一部
岩美郡岩美町大字白地149 山本 一美	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字洗井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-1 有限会社いわみ農産	岩美郡岩美町大字宇治、大字浦富、大字岩井、大字大谷、大字長谷及び大字牧谷の一部
東伯郡北栄町原830 農事組合法人原東部	東伯郡北栄町曲、原及び東園の一部
米子市観音寺新町五丁目5-8 三木 三枝	西伯郡日吉津村大字富吉及び大字日吉津の一部
西伯郡大山町前201 中田 栄治	西伯郡大山町前の一部
西伯郡大山町御来屋300-1 近藤 啓太	西伯郡大山町豊成の一部
西伯郡大山町門前30 橋本 竜一	西伯郡大山町豊成の一部
西伯郡大山町加茂985 荒松 将志	西伯郡大山町西坪の一部
西伯郡大山町加茂191-2 高橋 精	西伯郡大山町西坪の一部
西伯郡大山町御来屋848 逢坂 崇	西伯郡大山町西坪の一部

西伯郡大山町坊領487 遠藤 拓夫	西伯郡大山町坊領の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	西伯郡伯耆町真野の一部
米子市葭津207-4 株式会社ローソンプาร์ม 鳥取	西伯郡伯耆町真野の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年4月7日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（地形図作成業務委託）

2 作業地域 鳥取県境港市

3 終了年月日 平成 27 年 3 月 27 日

鳥取県告示第248号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町 西一丁目 692	鳥取市気高町八束 水字短尾2309- 5、2708-108 (2,217平方メー トル)	砂 (5,072.14 立方メートル)	平成27年3月10日 から平成28年3月 9日まで	平成 27 年 3 月 10 日
有限会社パイ ブフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町 北三丁目 468	鳥取市伏野字砂浜 2279外7筆 (10,127.16平方 メートル)	砂 (33,723.25 立方メートル)	平成27年3月30日 から平成27年5月 29日まで	平成 27 年 3 月 30 日

鳥取県告示第 249 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 27 年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第 250 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町 高田 1685-3	高田の柿木村ホーム	西伯郡大山町高田 1684-2	短期入所	平成 27 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 251 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 27 年 5 月 25 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備えて一般の縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 7 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

古文書の部

名称	員数	所在の場所
大山寺文書	10 点	西伯郡大山町大山

建造物の部

名称	員数	所在の場所
小川家住宅 主屋 道具蔵	6 棟	倉吉市河原町

二階蔵		
三階蔵		
ビン詰場		
旧仕込蔵		

鳥取県教育委員会告示第12号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成27年4月7日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名勝の部

名称	所在地又は地域
小川氏庭園	倉吉市河原町及び倉吉市余戸谷町のうち実測 9,891.76 平方メートル

議 会 告 示**鳥取県議会告示第1号**

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年4月7日

鳥取県議会議長 野 田 修

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
4件		4件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成27年4月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域

井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
竹 田 康 孝	倉吉市大正町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 脇 壽 治	米子市茶町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
深 田 栄	米子市末広町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
辻 聡	米子市角盤町	
藤 枝 勉	米子市目久美町	
長谷川 完	米子市角盤町	
末 次 和 夫	米子市皆生新田	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
高 橋 義 之	米子市皆生温泉	
徳 永 文 隆	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 4 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁新基幹業務システム構築・保守等業務（税務システム） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 設計・構築等業務

契約締結日から平成29年12月31日まで

イ 運用・保守等業務

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県本庁舎等、鳥取県が指定する場所

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年4月7日（火）から同年5月18日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年4月7日（火）から同年5月18日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月13日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 過去5年以内に国、都道府県又は市区町村において、税務システムの構築又は運用管理業務を元請けとして受託した実績を有すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成27年4月13日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 構成員の1以上の者が(1)のオの実績を有すること。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

ク 構成員は県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7615

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、平成27年4月7日（火）から同月21日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年4月7日（火）から同月21日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成27年5月18日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成27年5月18日（月）午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成27年4月21日（火）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Development, operation and maintenance services of the Tax Information System : 1 set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 21, April, 2015

(3) Time limit of the submission of tenders : 5 : 00 PM, 18, May, 2015

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7615